

令和元年度 千葉市防災会議 議事録

1 日 時：令和2年3月24日（火） 午前9時00分～午前10時00分

2 場 所：千葉市役所8階「正庁」

3 出席者：(防災会議会長及び委員) 47名

(事務局) 相楽危機管理監、國方危機管理課長、中野危機管理課長補佐、
柿崎防災対策課長、他危機管理課職員4名

※ 代理出席17名、欠席者6名、傍聴者1名

4 議 題

(1) 千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正について

5 報告事項

(1) 「男女共同参画の視点を取り入れる部会」からの報告について

(2) 「防災・減災対策検討部会」からの報告について

6 議事の概要

(1) 千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正について

事務局から資料に基づき説明の後、原案のとおり承認した。

(2) 「男女共同参画の視点を取り入れる部会」及び「防災・減災対策検討部会」からの報告について

事務局より、資料に基づき報告した。

7 会議経過

○危機管理監

本日、委員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は総務局危機管理監の相楽と申します。

よろしく願いいたします。

進行役を務めさせていただきます。

はじめに本日の会議は千葉市情報公開条例第25条の規定により公開としておりますので、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

報道機関の皆様におかれましては冒頭のみ撮影可としており、この後、会長の挨拶までと撮影はさせていただきます。

傍聴の皆様におかれましてはご心配いたしました傍聴要領をお読みになり注意事項を守って傍聴いただくようお願いいたします。

また本日は開催にあたりまして、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、厚生労働省から公表されております「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」に基づきまして、感染防止対策に最大限配慮し、感染リスクを下げるため、換気のための窓の開放、人の密度や対面を避けるための机の配置と一部ウェブ会議の実施、密集した時間を減らすため会議の短縮の措置を講じての開催といたします。

委員の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。会議の短縮につきましては後程次第を使ってご説明させていただきます。

それでは会議の進行に戻らせていただきます。

着座にて失礼いたします。

本日の会議ですが、6名の委員がご欠席、17名の委員が代理出席されております。46名の委員のご出席をいただいていることから、委員総数が72名の半数を超える出席となりますので、千葉県防災会議運営要綱第3条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

また本来であれば本日ご出席いただいております委員の皆様お1人ずつご紹介すべきところがございますが、お時間の都合もございますので、お手元に配付しております。

出席者名簿をもちましてご紹介に代えさせていただきますと存じます。

それではこれで千葉県防災会議の会長であります。

熊谷市長よりごあいさつ申し上げます。

○市長

皆様おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。東日本大震災から9年経過いたしました。

また阪神淡路大震災から25年が経過。

そして我々千葉にとってはなんて言っても昨年台風15号により、大規模な倒木、そしてまた停電それに伴う、様々な生活に対する市民の皆様方に影響がございました。

そして台風19号、そして10月の集中豪雨によりまして、本市においても、土砂崩れが多数発生をいたしまして、市民のとうとい命3名が失われたそうした昨年は災害の都市でありました。

私たちは昨年の災害から現在復旧復興に取り組んでいるところでありますが、もう一つ、今回の経験を踏まえて、昨年のような災害が起きたときに、日本で最もそうした災害に強いまちを一緒につくっていこうという考え方の中で、災害に強いまちづくりの政策パッケージというものを発表いたしました。

電力・通信の強靱化、土砂災害・冠水等対策の強化、災害時の安全安心の確保、民間企業等との連携強化を進めるというものでございます。

昨年の災害時にも、これまでの災害の経験、もしくは、企業や団体の皆様方と事前に協定なり連携を確認したということが非常に役立って参りました。

私達は今回の災害を教訓に、その備えをさらに皆様とともに万全にしたいと考えております。

現在新型コロナウイルスについては、皆様方を含め、各行政関係機関の皆様方がそれぞれの中で、全力で対策をとられていることと存じますけれども、この新型コロナウイルスに関しても、以前発生した新型インフルエンザのときに、国、県、市、関係機関が事前に計画を立てていたからこそ、迅速に必要な対策がとれたものというふうに考えております。

今回、新型コロナウイルスに関しても、後日、我々は改めて検証しながら対策を強化して参りますが、改めてこうした地域防災計画、また水防計画など、一つ一つの計画をこうした会議等を通してリニューアルし、そして検証して参りたいと考えております。

今回の主な修正項目ですけれども昨年の台風等における課題教訓、その他過去の災害における課題教訓、国の動向を踏まえた修正でございます。

これまでに経験したことのない災害によりまして、千葉市民の皆様方、そしてまた地域の様々な市民コミュニティの皆様方の防災に対する意識がかなり高まってきております。

この機をとらえて行政としての公助の力と自助共助両方を高めることによって、災害に強いまちづくりをさらに進めて参りたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解ご協力をお願い申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○危機管理監

それでは会議の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます、以後の撮影についてはご遠慮いただきますようお願いいたします。

議事に入る前に本日の会議資料について確認をさせていただきます。

お手元の資料、まず、本日の会議次第、続いて、本日の出席者名簿。次に、防災会議及び幹事名簿。次に、配席表。次に本日の資料でございます、資料1スクリーン投影用の資料として、千葉市防災会議と書かれました資料、それから資料2千葉市地域防災計画新旧対照表、資料3千葉市水防計画新旧対照表、資料4千葉市防災会議条例・運営要綱の以上8点でございます。

不足等があれば会議の途中でも構いませんので係の者にお申しつけいただければと思います。

続きまして、先ほど感染防止対策として挙げました会議の時間短縮についてご説明させていただきます。

次第をご覧ください。

本日の会議では議題1件、報告事項2件を予定しております。

また、通常のカ開催では報告事項の終了後、意見交換として自由発言の時間を設けて

おりましたが、これらを見込んで開催通知では本日の会議時間を9時から11時まで2時間取っておりました。

しかしながら新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間を短縮する観点から審議時間を最小限としてさせていただきたく、議題については通常通りのご審議いただきますが、報告事項は資料の配付をさせていただき、意見交換の時間は申し訳ございませんが割愛させていただくこととして、会議時間を、1時間を目安に10時頃の終了を予定しておりますのでご承知おきください。

なお、意見交換については割愛させていただきますが、ご意見等ございましたら、会議終了後事務局のほうへお伝えいただければと思います。

それでは議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、運営要綱第3条第1項の規定により、会長が議長を務めていただきます。

熊谷市長よろしく願いいたします。

○市長

それでは、規定に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

早速であります但し議事に入らせていただきます。

初めに議題の「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正について」事務局から説明をお願いします。

○危機管理課長

それでは、千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正についてご説明をさせていただきます。

私は千葉市危機管理課課長の國方と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

私の説明はスライドに合わせて説明させていただきます。

前のスライドが見つからない場合は、お手元の資料、資料1と書かれたものをご覧ください。

私が説明中に何番と申し上げる数字は、スライドの番号を指すものです。

お手元の資料の右上のほうに書かれている数字がそれに当てはまるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、2番の資料をご覧ください。

本市の地域防災計画等の構成についてでございます。

図の向かって左側をご覧ください。

地域防災計画は大きく三つの構成からなっております。

上から一つ目になりますが、災害の予防対策と復旧対策をまとめた共通編。

二つ目は、災害発生直後の市民地域等の応急活動をまとめた災害応急対策編。

三つ目は、関連する参考資料を取りまとめた資料編からなっております。

シートの3番には、地域防災計画の編成について示されております。

本市の地域防災計画は、昭和36年に制定された災害対策基本法に基づき、昭和38年10月に策定し、資料にあるように修正してきております。

直近の修正は平成30年3月に熊本地震や千葉市地震被害想定調査の結果を踏まえた見直しを行いました。

次に、令和元年度の今回の修正についてでございます。

シート番号4番をご覧ください。

今回の修正は、主に令和元年に発生した台風第15号、第19号、10月25日大雨における課題や教訓、大阪府北部地震など、過去の災害における課題や教訓、国の動向等を踏まえた修正作業を進めて参りました。

なお、令和元年台風第15号、台風第19号は、それぞれ令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風として本年2月に気象庁が名称を定めております。

また修正作業に当たりましては、防災会議の幹事の方々へ向けた意見照会において提出された意見と、パブリックコメント手続等における意見を踏まえた修正案となっております。

5番のシートをご覧ください。

本日の議題の項目といたしましては、記載の三つの項目となっており、それぞれについて説明してまいります。

千葉市地域防災計画の修正についてご説明いたします。

7番のシートをお願いいたします。

初めに、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、10月25日の大雨における課題や教訓等を踏まえた修正でございます。

令和元年房総半島台風等における主な課題といたしましては、長期かつ大規模な停電への対応や、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所において人的物的被害が発生したことが挙げられます。

これらを踏まえた今回の主な修正内容についてご説明いたします。

スライドが変わります。

停電対策の強化についてです。

まず、予防対策についてですが、無電柱化の推進について、建設局が策定した千葉市無電柱化推進計画に基づき、安全安心なまちづくりを目指すことを記載いたしました。

また、市の管理施設敷地内や街路上にある樹木の倒木を予防するため、必要に応じて伐採することを記載いたしました。

次のシートに移ります。

設備備蓄等の整備についてでございます。

指定避難所における停電対策のため、太陽光発電設備、非常用発電機、携帯通信機器用充電機器等の整備をし、また、エアコンの設置を促進する旨を記載しておると

ころでございます。

次に、関係機関との連携についてでございます。

停電情報、通信状況等の情報を共有し、停電や通信障害の原因となる倒木処理に関する協定に基づき連携強化を図る旨記載しております。

また、市民、民間事業者等の停電に対する備えの強化ですが、停電により生じる危険の周知、市からの広報等をちばし安全安心メール、ちばし災害緊急速報メールなど、複数の手段の事前確保、備蓄の確保等について記載しました。

続きまして、停電対策のうち、応急対策についてです。

10 番のスライドをご覧ください。

停電復旧作業体制についてですが、電力事業者・通信事業者と情報共有した上、停電の原因となる倒木処理を進め、早期復旧に努める旨記載いたしました。

通信手段の確保では、市の関連機関は、各施設の業務の継続性を確保するとともに、通信確保のため、災害時用公衆電話等の配備や充電環境の提供等の対応を行う旨を記載いたしました。

スライドが変わります。

医療施設や福祉施設等の施設や農畜産業施設など、事業継続性の確保の必要性が高い施設を優先して、電源車等の配備を関連企業等に要請を検討するものとしております。

また、市民への支援につきましては、市有施設の開放等により、入浴や住宅撤去等の支援をすることとし、それらの取り組みをするものとしていたしました。

12 番のスライドをご覧ください。

土砂災害対策の強化についてです。

まず、予防対策といたしまして、土砂災害の危険性があると認められる土砂災害危険箇所指定されていない箇所等、千葉県に対しまして再調査依頼や指定に関する要請をすることとしてしております。

また、本市の調査により把握した土砂災害危険箇所指定されていない急傾斜地についても、出水期前にはチラシ等を配布するなど、危険性を周知することとしております。

応急対策として、避難勧告等の避難情報を出す際は、土砂災害危険箇所以外の場所についても、危険性を周知する旨記載いたしました。

続きまして、課題教訓を踏まえた市の対応についてです。

令和元年房総半島台風等の災害により明らかになった課題の解決のために、防災減災、被災者支援、迅速な復興など、災害に強いまちづくりとして考えられるすべての事業を庁内で取りまとめ反映いたしました。

14 番をご覧ください。

その他、過去の災害における課題、教訓等を踏まえた修正についてです。

危険ブロック塀等改善補助事業についてでございます。

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震によりコンクリート

ブロック塀が倒壊し、小学生の命が失われました。

このことを受け、危険ブロック塀等改善補助事業として危険ブロック塀等の撤去や軽量フェンス等の設置に係る費用の一部を補助することを記載しております。

続きまして、家具類転倒防止対策の強化についてでございます。

シートが移ります。

家具類の転倒に関する危険性や転倒防止対策の実施方法を周知するため、項目を整理するとともに、九都県市首脳会議における本市の提案により設置された大規模地震における有効な家具類転倒防止対策研究会での研究結果を踏まえ、具体的な事例を記載することにより、内容を充実させました。

16 番をご覧ください。

自助、共助の強化についてでございます。

まず自助の強化について、平常時の活動として防災ポータルサイト等の市から出される情報の収集手段を具体的に示し、事前に確認するよう記載いたしております。

次に、共助の強化について、避難所運営委員会が自主的に避難所を開設することができるよう体制を確立させ、災害時に開設の必要性があると判断した場合は、区災害対策本部に開設を要請することができるものとしております。

続きまして、デマ対策についてでございます。

デマである可能性のある情報について関係機関への確認を行うなど、情報分析を行うとともに、庁内において認識統一を図るものいたしました。

また、パニック防止のための対応を併せて記載しております。

18 番をご覧ください。

国等の動向を踏まえた修正についてでございます。

初めに、防災基本計画修正の反映についてです。

この防災基本計画とは、国の中央防災会議が作成する防災計画で、防災分野の最上位計画となります。

まず、内閣府が策定する「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を踏まえた修正になります。

具体的には、住民がとるべき避難行動を 5 段階の警戒レベルとして情報提供をし、避難のタイミングを明確化した旨記載をいたしました。

下の白丸部分では、被災市区町村応援職員確保システムの充実について記載いたしました。

これは被災地への職員災害派遣を総括支援チームとして派遣することとし、支援を充実させることとなったことを記載したものでございます。

なお、本市としていたしましては、平成 30 年 7 月豪雨の際、広島県坂町に災害対策本部の運営補助等の活動するため、職員を派遣しております。

そのほかには 19 番のスライドにありますように、防災基本計画の修正を反映いたしました。

シートをご覧になっていただければと思います。

続きまして、スライド 20 番でございます。

その他所要の修正についてご説明いたします。

主な修正項目といたしましては、災害対応活動体制の見直しについてです。

災害対策本部の体制変更について、災害対策本部事務局に、被災者避難所支援係を創設することといたしました。

これは今年度の災害対応を踏まえた修正で災害対策本部事務局内に被災者や避難所運営の支援を市として統括することを目的として創設したものでございます。

その他各計画間の整合を図るなど、所要の修正を行っております。

このほかにも大規模な災害発生に備え、復旧復興本部体制の新設についてなど見直しております。

続きまして、新たな取り組みの反映についてでございます。

21 番になります。

まず、総合防災情報について、正確な情報共有に基づく災害対策本部の的確な意思決定や市民への迅速な防災情報の配信を可能とするため、防災情報を一元的に管理する総合防災情報システムの整備を進める旨記載をいたしました。

次に、千葉市地震風水害ハザードマップ（WEB 版）についてです。

これまで地震や水害等、別々のハザードマップであったものを一つにまとめ、この 4 月に公開を予定している WEB 版のハザードマップについて追記しております。

シートが移ります。

市及び関係機関の組織改正等の反映についてでございます。

市の組織改正に伴った災害対策本部の組織図を修正するとともに、関係機関の組織改正等に伴う組織名や「事務又は業務の大綱」の内容等を修正いたしました。

最後に、気象等の統計データの更新についてでございます。

23 番になります。

気象の統計データの更新のほか、高齢化率の統計データを更新しております。

以上が地域防災計画の主な修正内容となります。

続きまして、千葉市水防計画の修正についてご説明いたします。

25 番のシートをご覧ください。

一つ目の主な修正項目として、地域防災計画の修正と同様、令和元年総半島台風等における課題、教訓等を踏まえた修正についてご説明いたします。

まず、洪水対策の見直しについてでございます。

市及び住民の対応を早期注意情報時から氾濫終息時までの各状況において適切な行動がとれるよう、具体的な表現に修正いたしました。

その下の高潮対策に関する市がとるべき行動例の追記についてですが、千葉県千葉港湾事務所の水防実施要領の高潮配備体制の第 5 段階が発令された場合の対応として、円滑に陸閘等の閉鎖や避難勧告の発令を行えるよう行動例を記載いたしました。

続きまして、二つ目の主な修正項目といたしまして、国の動向等を踏まえた修正についてご説明いたします。

26 番になります。

まず、内閣府の避難勧告等に関するガイドライン改定に基づく修正についてです。

西日本を中心として被害が多かった、平成 30 年 7 月豪雨において、逃げ遅れによる犠牲者が多く出た教訓から市民が適切な行動をとれるように、内閣府が平成 31 年 3 月に避難勧告等に関するガイドラインを改定いたしました。

これに伴い、5 段階の警戒レベルによる防災情報の発信をするよう修正いたします。

また、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難準備情報を避難準備・高齢者等避難開始に避難指示を避難指示（緊急）という名称に変更いたしました。

続きまして水防法改正の反映についてでございます。

27 番をご覧ください。

平成 27 年の水防法改正により洪水に係る浸水想定区域が、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充されたことから、浸水想定区域について追記いたしました。

また、千葉県地域防災計画及び千葉県水防計画において、実際に危険箇所が越水するまでに避難完了ができる水位を氾濫危険水位とし、避難勧告の発令目安とするよう修正されたことから、氾濫危険水位等の見直しを反映いたしました。

議題の最後の項目として、パブリックコメント手続の結果についてご説明いたします。

29 番のシートをご覧ください。

パブリックコメント手続の結果の概要についてでございます。

本年の 2 月 3 日から 3 月 2 日まで 1 か月間実施いたしました。

回答者数は団体を含め 5 人、計 20 件のご意見をいただきました。

そのうち 2 件のご意見について、千葉市国土強靱化地域計画との整合性を図る観点から、地域防災計画の修正案に反映いたしたところでございます。

具体的な内容といたしまして、避難所の環境整備等に関わる記載において、自立・分散型エネルギーの導入について追加するものでございます。

2 件のご意見については、この自立分散型エネルギーの導入ということで 2 件という形になっております。

最後に、今後の計画修正のスケジュールについてでございます。

本日の千葉市防災会議においてご審議いただいた上で、計画を決定し、3 月中の公表とさせていただきたいと考えております。

千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正に関する説明は以上でございます。

○市長

それでは議題につきましてご質問、ご意見等ありましたら挙手をお願いいたします。

ございませんか。

せっかくの皆様方がお集まりの機会ですので、議題についてご確認したいこと、ま

たお気づきになったことがございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

それではご質問ご意見等がないということで質疑を終了してもよろしいでしょうか。

ご質問等ないようですので議題について、原案の通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、議題1 千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正につきまして、決定をいたします。

今後は本日の防災計画の会議の結果を踏まえ、両計画の決定させていただきますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に報告事項ですが、資料の配付により報告といたしますので、後ほどご確認ください。

以上で本日予定をしておりました議事につきましては終了となります。

なお、意見交換は割愛させていただきますが、ご意見等ございましたら、会議終了後でも、事務局にご遠慮なくお伝えください。

以上で千葉市防災会議の議事進行を終了させていただきます。

皆様方には円滑な議事の進行にご協力いただきありがとうございました。

それでは進行を事務局に戻します。

○危機管理監

大変お忙しいところご審議いただきまして誠にありがとうございました。

また感染防止対策にもご理解ご協力をいただきまして改めて重ねて感謝申し上げます。

本市の地域防災計画及び水防計画については今後も国や千葉県の動向等を踏まえながら修正を進めて参りたいと存じますので、ご意見ご指導のほどを引き続きよろしくお願いを申し上げます。

それでは以上をもちまして千葉市防災会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

以上